

# 請負人の債務（1）

## —プロジェクトマネジメント義務をてがかりに—

生 田 敏 康\*

目次

- I. 問題の所在
  - 1. 請負契約の変容と請負人の債務
  - 2. プロジェクト的請負とプロジェクトマネジメント義務
  - 3. 本稿の目的
- II. 判決に現れたプロジェクトマネジメント義務の検討
  - 1. コンピュータソフト開発契約等におけるプロジェクトマネジメント義務  
(以上、本号)
  - 2. 建設請負契約等におけるプロジェクトマネジメント義務
  - 3. まとめ
- III. 考察
- IV. 結びに代えて

### I. 問題の所在

#### 1. 請負契約の変容と請負人の債務

請負契約において請負人は仕事完成義務を負う（民法632条）。仕事の目的は、有形あるいは無形な場合もあり、定型的な内容の場合やそうでない場合もあるなど多種多様であるにもかかわらず、仕事の不完全さに対する注文者

---

\*福岡大学法学部教授

の救済は、民法典においては仕事の目的物の瑕疵についての請負人の担保責任の追及という形に集約されており（634条および635条）、それ以外の救済の方法についてはとくに規定するところがない。「仕事の目的物」「瑕疵の修補」「建物その他の土地の工作物」「注文者の供した材料」などという語句にうかがわれるように、もっぱら有形物に関する請負が民法典のモデルにあることは想像に難くない<sup>④</sup>。そして、有形物あるいは定型的な内容の請負であれば、注文者の救済としては請負人の担保責任を追及すれば十分であった。なぜなら、このような請負では目的物の「瑕疵」に請負人の債務不履行の容態がほぼ集約されているといえるからである（請負人の担保責任の法的性質は債務不履行責任である、というのが従来通説である）。したがって、（担保責任ではなく民法415条または541条の）債務不履行責任が問題となるのは、せいぜい、履行期までに仕事が完成できなかった場合の履行遅滞または履行不能による解除・損害賠償のケース等に限定されていた。

ところが、今日では請負の実態はそのような単純なものではなくなっている。たとえば、請負の典型例としてあげられる建設請負をとっても、必要な官庁の許可の取得や近隣住民との交渉など、請負人の債務の中身は狭い意味での仕事の完成にとどまらない場合もあり、単なる目的物の瑕疵を追及するだけでは注文者の救済としては不十分な事態が生じている。さらに、コンピュータソフトや電算システムの開発契約などでは、注文者と請負人の密接な協力関係が要請され、請負人は、顧客の要望を正しく汲み取り、開発を円滑に進めるため、作業工程を適切に管理するなど積極的な義務を負うことが求められている。

このような請負契約の変容を目の当たりにすれば、注文者の救済として単に瑕疵担保責任の追及だけでは不十分で、債務不履行責任の追及も視野に入れざるをえず、その前提としての「請負人の債務」についても再考する必要があるといえるのではないだろうか。そこで、本稿では「プロジェクトマネ

ジメント義務<sup>②</sup>』という概念をてがかりに、請負人の債務について検討してみたいと思う。

## 2. プロジェクト的請負とプロジェクトマネジメント義務

「プロジェクト」とは、「特別な目的を限られた期間と資源で達成するための諸活動<sup>③</sup>」のことである。たとえば、建設工事やコンピュータソフト開発などは、特定の顧客のために特定の建物を築造し、特定のソフトやシステムを開発するという意味でプロジェクトである（このほかに土木、都市再開発、宇宙開発などが典型的なプロジェクトであることはいうまでもない）。これに対して「プロジェクトマネジメント」とは、（経営工学的にいえば）プロジェクトの目的を達成するため、「各時点・各プロセスで発生する諸条件の変化を的確に把握し、調整・対応のための諸施策を実施するマネジメント（経営管理活動）」と定義することができる<sup>④</sup>。

プロジェクトは、ある意味で委託者と受託者の共同作業という性格を有し、受託者だけの作業で完成するものではなく、委託者の協力が不可欠であるが、一般に委託者は、プロジェクトについては専門的な知識・経験その他の資源を有しないのが普通である（契約当事者間における情報・知識等の資源の「偏在性」、「非対称性」）。それゆえ、受託者にはプロジェクトの進捗を主導し、目的を達成するまで工程を適切に管理（マネジメント）して、目的達成を阻害する要因を除去しながらプロジェクトを完成させることが要請され、必要に応じて顧客に助言し、適切に指導することが必要になる。したがって、受託者がこのようなマネジメントを怠って、必要な助言や適切な指導をせず、その結果、プロジェクトが未完了に終わったり、完成が遅れたり、あるいは完成したプロジェクトに欠陥が生じた場合、受託者の責任が問題となってくる。すなわち、プロジェクトの実現を目的とする契約（その多くが請負契約と構成されよう）においては、受託者は、プロジェクトを適切に管理すべき

「プロジェクトマネジメント義務」を負うのではないか、受託者がこの義務を適切に履践しなかった場合、なんらかの法的責任（債務不履行責任）を負うのではないか、という問題を提起することができる。

さらに、委託者が協力しないためにプロジェクトの遂行がうまくいかず、受託者が委託者の「協力義務」の違反を理由にその責任を追及する場合においても、受託者のプロジェクトマネジメントの履践が重要なカギとなつてこよう。なぜなら、いくら委託者の協力が必要であるといっても、プロジェクトの専門性にかんがみ、プロジェクトの遂行に非専門家たる委託者が協力できるだけの態勢を整えておくことが専門家たる受託者側に要請されるからである。そこで、こうした受託者のプロジェクトマネジメントが不十分な場合において、はたして委託者の協力義務違反を問えるのか、という疑問を呈することができる<sup>⑤</sup>。

もとより、受託者たる請負人は、弁護士や建築士のような免許・資格を要件とするような「専門家」ではないが、その業務の専門性から、いわゆる「専門家責任」に類似した状況が生じうる。ただ、こうした「専門家責任」が助言・指導などのいわゆるアドバイザーとしての責任であるのに対し、請負人は、みずからが行為の主体である、という点で区別される。いずれにせよ、こうした専門家責任に関する従来の議論は、プロジェクトマネジメント義務の性質を考える上で有益な示唆を与えるものである。それゆえ、プロジェクトマネジメント義務と専門家責任の関係を考えることは十分な意義を有するものといえよう。

従来、請負は注文者の要望を忠実に実現するだけである、という受動的なイメージのもとに請負人の義務が考察されてきたように思われる。しかし、現代ではむしろ、「プロジェクト的請負」に見られるように注文者と請負人が共同して一つの事業を達成するという側面が強調されるようになってきたといつてよい。そうした実態の変化に伴い、請負契約法に対するアプローチ

も変容を余儀なくされてくると思われる。

以上の点に関し、東京地裁平成16年3月10日判決（判例タイムズ1211号129頁＝後掲）<sup>6</sup>が、電算システム開発契約においてシステム開発業者は、システム開発の「進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務」すなわち「プロジェクトマネジメント義務」を負う、と判示したことが注目される。「プロジェクトマネジメント義務」という耳慣れない言葉が用いられたのは、この判決が最初であると思われるが、コンピュータソフトや電算システムの開発業者がこのような義務を負うべきことは、これ以前の諸判決においても十分に窺うことができた。さらにごく最近、プロジェクトマネジメント義務違反を理由としてコンピュータシステム開発業者に対して巨額の損害賠償（約74億円）を命じた東京地裁平成24年3月29日判決（「スルガ銀行・日本IBM事件」金融法務事情1952号111頁＝後掲）が登場し、社会的な注目を浴びるに至るなど、プロジェクトマネジメント義務は法理論面だけでなく、社会経済的な側面においても無視できない存在となりつつあると評価できるであろう。

### 3. 本稿の目的

本稿では、このプロジェクトマネジメント義務が請負契約において有する意義を認め、請負人の債務としてどのように位置づけられるか、さらに注文者の協力義務との関係、専門家責任との関係などを検討する。なお、本稿では、主としてコンピュータソフトまたはシステム開発契約に関する判決を紹介・分析したうえで、上記の問題点について考察することにする<sup>7</sup>。なぜなら、プロジェクトマネジメント義務は、下級審判例においてとくにコンピュータソフトまたはシステム開発契約をめぐる紛争において登場した概念であり、この分野においては建設工事などの一般の請負に比して格段に注文者の協力が要請され、それに比例して請負人のプロジェクトマネジメントが重要に

なってくるからである。もとより、建設請負契約においてもプロジェクトマネジメントは問題となりうるが、裁判において問題となったケースは極めて少ないので、本稿では関連する2～3の判決を紹介するにとどめる。ちなみに、現在、法務省法制審議会民法（債権関係）部会で、民法改正作業が進行中であるところ、本稿のテーマに関する部分について新たな立法がなされる可能性は少ないと思われるが、本稿の叙述に関連する限りにおいて、可能な限り言及したいと思う。

なお、このテーマに関しては、個人としてのプロジェクトマネージャーの責任も問題となるが、ここでは事業体としての請負人の責任をもっぱら扱い、プロジェクトマネージャーの個人責任については割愛することにする。もとより、プロジェクトマネジメントは経営学上の概念であって法的概念ではなく、これを安易に法的義務と結びつけることは危険であり、また、プロジェクトマネジメントについての理解不足から誤った結論を導いている恐れがないとはいえないが、後述のとおり、プロジェクトマネジメント義務は請負人の債務として位置づけられるべきものと考えるので、こうした誹りを厭わずに本稿で扱うものである。

## Ⅱ. 判決に現れたプロジェクトマネジメント義務の検討

### 1. コンピュータソフト開発契約等におけるプロジェクトマネジメント義務

#### (1) はじめに

上述のとおり、「プロジェクトマネジメント義務」として言及しているのは、東京地判平成16年3月10日と同地判平成24年3月29日のみであるが、そのような言葉は使用されていないものの、実質的にプロジェクトマネジメント義務に相当する義務に言及している判決は、それ以前にも存在していたといえる。ここでは、これらの先駆的な判決にも遡り、概観してみたいと思う（なお、引用する判決文中の傍線は筆者によるものである）。

## （2）判決の紹介

### ①東京地判平成3年2月22日判例タイムズ770号218頁

YはXにプログラムを作成させる契約を締結したが、結局、Xはプログラムを完成することができなかった。XはYに開発費用等を請求したのに対し（本訴請求）、YはXの債務不履行（履行不能）を理由として契約を解除し、原状回復請求として前渡した金員の返還を求める反訴を提起した。本判決は、本件契約は請負契約であり、Xはプログラムを完成させる義務を負っていたと認定し、プログラムを完成させなかったXはYに請負代金を請求することはできないとして、Xの請求を棄却した。Yの反訴請求については、Yの解除を有効とし、原状回復としての前渡金の返還請求を認め、本件プログラムが完成しなかったのはYがシステム設計ないしプログラム仕様書を提出しなかったからである、というXの抗弁について次のように判示した。「システム開発を一括して請け負った者であれば、ある程度概括的なものであっても、それがどのようなことを実現したいのかが把握できる程度のものである限り、注文主に発問し、提案する等してプログラム開発が可能となる程度まで右要求を具体化していくことはその職務内容に属するものというべきである。本件において、X側が、右の各資料を受け取って後Aに対しそうした働き掛けを一切しなかった」と認定し、「機能をどのように実現するかはシステム設計の内容であり、これは（中略）Xの行うべきことなのであるから、Xは、（中略）資料に疑問があれば、これを指摘し、疑問点を解消してシステムの完成を図るべきであった」と指摘して、Xの抗弁を退けた。

### ②広島地判平成11年10月27日判例時報1699号101頁

YはXから旧システムに代わる基幹業務システムソフトの製作を請け負い、完成させたが、XはYに対し、完成したソフトに欠陥があるとして債務不履行による損害賠償を求めた。これに対し、YはXが作成したコンピュータ仕様書にもとづいて開発を行うことになっていたにすぎず、その仕様書どおり

にソフトを構築したので責任はない、と主張した。本判決は、Xは契約上、要求内容を明確にして打合せをしなければならない義務を負うとしたが、「Yは「ご提案書」において本件システムの目的として販売管理、経営管理の迅速化、合理化を図ることを提示していたのであるから、コンピュータソフトの制作に関し自らが有する高度の専門的知識経験に基づき右目的の実現に努めるべき義務を負うと解するのが相当である。しかるところ、Yは、A〔Xの従業員〕作成の「コンピュータ仕様書」の他に、旧システムの仕様書等及び契約書や伝票などの参考資料を受領していたのであるから、Xの調査結果や右各資料に基づいて原告の業務の内容を分析した上、専門技術的な視点で判断して必要と思われる事項を提案、指摘するなどしてXをサポートする義務があったというべきである。」「これらの「コンピュータ仕様書」はXの業務の現状を分析して要求事項をとりまとめた仕様書であるとは到底いえず、これがYにおいて本件ソフトによりシステム化すべき範囲、内容を明示したものと認め難く、Yとしては、専門技術的な視点でこれらの資料を検討し、Xに必要な事項を提案、指摘するなどしてXと打ち合わせた上で、基本設計書・詳細設計書・プログラムの作成に当たらなければならなかった」と判示した。そして、Xが指摘した本件ソフトの欠陥のうち、多くの点でコンピュータソフトとして通常有すべき機能を欠いており、また、いくつかの点においてYは専門技術的な視点で問題点を指摘し、Xをサポートする義務があったのにそれを怠ったことが債務不履行にあたるとして、そのためにXが負担せざるをえなかった費用相当額の損害賠償を認めた。

③東京地判平成14年4月22日判例タイムズ1127号161頁<sup>⑧</sup>

XはYからシステム開発を請け負い、これを完成して納入したが、システムに不具合が生じたので、結局、Yは本件システムの使用を断念し、旧システムに戻した。XがYに対して請負代金を請求したのに対し（本訴請求）、YはXに対して本件システムの瑕疵を理由として契約を解除するとともに既



払金の返還および損害賠償を求めた（反訴請求）。Xは、瑕疵の原因がYの要望事項が肥大化したことやデータに関する運用方法が未確定であったと主張したのに対し、本判決は、Xは「システム開発の専門家として、自らが有する高度の専門的知識経験に基づき、処理の迅速化という目的の実現に務めるべき責務を負っており、Yの要望事項の増加やYのデータ運用方法の仕様が未確定である等、処理の迅速化を阻害する要因を認識した場合には、Yに対し、当該要因を指摘し改善を求めるべき注意義務を負っていたというべきである。」「Xが、システム開発業者として求められていた当該注意義務を果たしたと認めるに足りる証拠はなく、本件各瑕疵は、かかるXの開発作業が原因で発生した蓋然性が高い」「本件各瑕疵が発生した原因は、Yにあると認めるに足りる証拠はなく、むしろXによるシステム開発作業における注意義務違反にあるものと認めるのが相当である。」と述べ、Yの解除が有効であり、解除によって本件請負契約は効力を失ったとして、Xの本訴請求を棄却するとともに、Yの既払金返還および損害賠償請求を認めた。

④東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁<sup>⑨</sup>

XはYに対し電算システムの構築を委託し、委託料の一部を支払った。しかし、電算システムは納期までに完成せず、XはYに対して契約解除の意思表示をした。Xは債務不履行解除を原因とする原状回復請求権に基づき、支払済みの委託料の返還とともに、債務不履行に基づく損害賠償を求めた。これに対し、YはXの請求を争うとともに、反訴としてXに対して主位的に協力義務違反を理由とする債務不履行による損害賠償を、予備的に民法641条の請負契約の解除にともなう報酬および損害賠償等を求めた。本判決は、本件電算システム開発の委託契約を請負契約と認定した上で、Xは本件電算システムの開発過程においてシステム開発のために必要な協力をYから求められた場合、これに応じて必要な協力を行なうべき契約上の義務（協力義務）を負う、としたが、Xにはたしかに注文者の協力として不適切な部分はあつ

たものの、協力義務違反とまでは言えず、Yも請負人として、システム開発作業につき「常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務」すなわち、いわゆる「プロジェクトマネジメント義務」を負い、Yにはこれに欠ける点があり、結局、本件システムが完成に至らなかったのは、X、Yいずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものとはいえず、X、Y各自の債務不履行を理由とする損害賠償請求を認めなかった。ただし、本判決は、本件Xの債務不履行解除の意思表示を民法641条の解除として有効であるとして、Xの委託料の返還とともにYの損害賠償請求権を認めた（ただし、民法418条を類推適用し、大幅な過失相殺（6割）がなされた）。プロジェクトマネジメント義務に関して判示した部分は以下のとおりである。

「Y〔請負人〕は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、Yは、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、Yは、注文者であるXのシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しないXによって開発作業を阻害する行為がされることのないようXに働きかける義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。

Xのシステム開発へのかかりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、Yは、Xにおける意思決定が必要な事項や、Xにおいて解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までにXがこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、また、Xがシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであった場合等に、Xに対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたということが出来る。」

本判決は、以上のように、プロジェクトマネジメント義務を定義した上で、Yの当該義務の違背の有無について次のように述べる。

「Yについてみると、Yも、YやYが主体のチームの懸案事項を、自ら設定した目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるということが出来る。また、Yにおいて技術面の検討作業を遅延したり、Y担当者側のコミュニケーション不足等が原因で、Y担当者の一部がXの決定事項等を把握していないなどといったこともあったものと認められ、これらYの事情も、Xの意思決定の遅延と相まって、開発作業の遅延の一因をなすものと認められる。

また、健保法改正（事業所管理機能の強化）その他に関するXの要求により、開発工数が大幅に増加したことも、開発作業の遅れの一因をなすものと認められ、これについて、Yは、開発規模の増大の程度を正確に把握するのが遅れ、契約金額を上回る4億円もの追加の委託料の負担か大幅な処理数の削減を選択するよう不相当な内容の申入れをしており、適切なプロジェクトマネージメントを欠いた点があるということが出来る。さらに、Yは、自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程（段階ごとのレビューの実施、

プロトタイプの作成、基本設計書の校正版の納品等)を履践しなかった点において、適切なプロジェクト管理を行わなかったと認められる。』

⑤東京地判平成16年12月22日判例タイムズ1194号171頁

XはYと販売管理システム開発を目的とする請負契約を締結したが、納入されたシステムには不具合があり、契約目的を達成できない重大な瑕疵があるとしてXは本契約を解除し、支払った請負代金の返還等を求めたのに対し、Yは、不具合の是正にはXの協力が不可欠であり、Xが実環境でのテストをするなどして不具合の指摘をすべきであったのにしなかった、また、これらの不具合は容易に修正できるものであり、重大な瑕疵には当たらないとして争った。判決は次のように判示して、Xの主張を認めた。

「確かに、コンピュータのシステム開発においては、通常、完成時に不具合が全く存在しないことは少なく、一応のシステム完成後もその修正が必要となり、また、不具合の発見については、コンピュータのシステム開発が外見からは直ちに不具合が明らかにならない性質のものであることに照らし、注文者から当該システムで実際に扱うべきデータの提供を受け、あるいは注文者が自ら実際のデータを用いてシステムを使用することにより不具合がないかどうか点検する必要があることについては基本的に首肯できる。しかしながら、システム開発におけるバグの除去は、あくまで第一次的には請負人の責任であり、当該システムの納入後、定められた期間内ないし一定の相当期間内に、当該システムが実用に耐えうる程度にまでなされるべきであり、注文者の指示による仕様の変更等であればともかくとして、少なくとも通常のシステムにおいて存在することが許されないような不具合については、注文者の指摘を待つまでもなく、請負人が当然に自ら是正すべきであり、注文者が当該システムに対する不具合を指摘できない限り、当該不具合が注文者の責任によって生じたものとして解除を制限することは許されないというべ

きである。」

⑥東京地判平成18年6月30日判例時報1959号73頁<sup>⑥</sup>

キリスト教伝道のためにラジオ放送番組およびインターネット放送番組を制作・放映する団体であるXは、ソフトウェア開発業者のYと、業務改善のためのデータベースの開発請負を内容とするソフトウェア開発契約を締結するとともに、Yからサーバーを購入した。Xは、Yが履行期までにデータベースを完成しなかったことから本件開発契約および売買契約を解除し、既払代金の返還を求めるとともに、Yの過失によりメールデータが消失したとして損害賠償を求めた。これに対しYは、履行期の定めがないこと、完成が遅れたのは、Xが要望を具体的に明示せず、あるいは一度示した要望を繰り返し変更したためであり、Xに責任があること、データの消失については、データをバックアップする合意はなかった、バックアップについての説明義務はない、と争った。

判決は、履行期の合意があるとしたうえで、Yは高度の専門的知識にもとづきデータベースの開発に努める義務を負い、「要望の変更に対しても開発の進行如何によっては受け入れられない要望があることは明らかであり、そうであればこれを拒否することもでき、またそうすべきであったというべきであり、単にXの要望が多く変更されたということから、その遅延がXの責任であったと評価することはできない」として、Yの債務不履行を理由とするXの本件開発契約の解除を認めるとともに、サーバーの売買契約についても本件開発契約と一体のものとして解除を認めた（Xの主張する既払代金全額の返還請求を認めた）。データの消失については、Yにデータをバックアップする義務があり、Yはこの義務を怠ったことを認定したが、データ消失に伴う損害については証明がないとしてXの主張を退けた。

⑦東京地判平成22年9月21日判例タイムズ1349号134頁

学習塾を経営する株式会社であるYは教務システムの開発のために、Yと

の間でコンサルティング契約およびシステム開発契約を締結した。Xは上記各契約にもとづいて業務を履行し、または仕事を完成したとして各契約の未払代金を求めたのに対し（本訴請求）、Yは本件新システムがYの業務に適合しないものであったとして、債務不履行を理由として契約を解除するとともに既払代金の返還等を求めた（反訴請求）。判決はXの本訴請求をほぼ退けるとともに、Yの反訴請求については、次のように判示して（一部）認容した。

まずコンサルティング契約にもとづく既払代金の返還につき、「本件新システムの構築に当たっては、本件旧システムの機能を基本的に踏襲することが、業務分析、要求定義及び開発管理の3フェーズから成る本件コンサルティング契約を通してのXの債務の内容となり、Xは、本件旧システムの機能の変更又は削除をする場合にはYの同意を得る必要があったというべきである。」「本件教室管理システムは、Yの業務フローそのものに関わる重要な事項について本件旧システムの機能を踏襲しておらず、Xが、そのことについてYの同意又は承認を得ていたものと認めることはできないから、Xが本件コンサルティング契約における債務の本旨に従った履行をしたものと認めるのは困難である。」として、Yの解除に伴う原状回復義務として既払代金2625万円の返還を、次にシステム開発契約にもとづく既払代金の返還につき、「本件新システムにおいては本件旧システムの機能を基本的に踏襲する旨のXとYの間の合意は、本件教務システムの開発にも及ぶことは明らかであり、本件旧システムの機能を基本的に踏襲した本件教務システムを開発することが、本件教務システム開発契約におけるXの仕事の内容となっていたものというべきである。」「本件教務システムは、Yの業務フローそのものに関わる重要な事項については、本件システムの機能を踏襲しておらず、Xは、そのことについてYの同意を得ていたものと認めることができないから、Xが本件教務システム開発契約における仕事を完成したものと認めることは困難である

といわざるを得ない。」として、Yの解除に伴う原状回復義務として既払代金4716万円余の返還を、それぞれXに命じた。

⑧東京地判平成24年3月29日金融法務事情1952号111頁<sup>⑩</sup>

X（スルガ銀行）はY（日本IBM）との間で、「新経営システム」の構築（以下「本件システム開発」という）に関する基本合意を締結するとともに、本件システム開発での個々の局面の権利・義務を規定した個別契約を締結したが、結果的に本件プロジェクトは中止するに至った。これについてXは、Yが上記基本合意や個別契約にもとづく本質的義務に従って履行すべき義務があったにもかかわらず、債務の本旨に従った履行をしなかった、本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Yのプロジェクトマネジメント義務違反があったことによるものであったなどと主張し、Yに対して請負契約の債務不履行または不法行為にもとづく損害賠償を求めた。これに対してYは反訴をもって、Xに対し未払代金の支払いを求めるとともに、本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Xの協力義務違反が原因であるとして不法行為にもとづく損害賠償を求めた。判決は、Yの請求を退けるとともに、Xの主張については、請負契約の債務不履行については否定したが、プロジェクトマネジメント義務違反による損害賠償請求については肯定した。その要旨は以下のとおりである<sup>⑫</sup>。

Yが本件システム開発を開始するにあたり、用いられるパッケージソフトウェアの機能や充足度、適切な開発方法等について十分に検証・検討したものはとはいえ、本件システム開発を遂行するに際し、適切な開発方法を採用したとはいえないこと、Yが上記パッケージソフトウェアの改変権を有している業者との間で協議をするなどして、そのカスタマイズ作業を実施できる体制を整えていたとはいえないこと、Yが上記の改変権を有していないことが本件システム開発における作業の阻害要因になり、その改変をめぐるYと改変権を有する業者の間で協議が整っていないことなどの事情についてX

に対して説明していなかったこと、YがXとの間で合意したサービスインの時期すらも遵守できず、サービスインが大幅に遅れる見通しになってしまうことなどの事情のもとでは、Yには本件システム開発のベンダとして適切にシステム開発を管理することなどを内容とするプロジェクトマネジメント義務の違反があるものというべきである。

このように判決はYのプロジェクトマネジメント義務違反にもとづくXの損害賠償請求を認め、Xの損害としてYに支払った代金等に相当する合計74億円余の賠償をYに命じた<sup>13</sup>。

(未完)

---

<sup>①</sup> 「無形仕事」「役務型仕事」の請負について、丸山絵美子「民法634条における「仕事の目的物」と無形仕事・役務型仕事」ゲルハルド・リース教授退官記念論文集『ドイツ法の継受と現代日本法』（日本評論社・2009年）505頁参照。

<sup>②</sup> 「プロジェクトマネジメント（project management）」は、「プロジェクトマネージメント」とも表記されることがあるが（東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁参照）、経営学・経営工学その他の分野における慣用にしたがって、本稿では「プロジェクトマネジメント」と表記する（拙稿・後掲注⑥「電算システム開発契約における注文者の協力義務と請負人のプロジェクトマネージメント義務」における表記を改める）。

<sup>③</sup> 池田将明『建設事業とプロジェクトマネジメント』（森北出版・2000年）76頁による。

<sup>④</sup> 市野道明・田中豊明『建設マネジメント－経営のわかる技術者をめざして－』（鹿島出版会・2004年）19頁による。コンピュータソフト開発におけるプロジェクトマネジメントの詳細については、P2Mガイドブック改訂委員会編『新版P2Mプロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック』（日本能率協会マネジメントセンター・2007年）や広兼修『プロジェクトマネジメント標準PMBOK入門』（オーム社・2005年）などの書籍を参照のこと。

<sup>⑤</sup> コンピュータソフト開発契約における注文者の協力義務については、拙稿「注文者の協力義務－コンピュータソフト開発契約をめぐる最近の判例を中心に－」福岡大学法学論叢52巻4号（2008年）379頁参照。

<sup>⑥</sup> 本判決については、拙稿「電算システム開発契約における注文者の協力義務と請負人のプロジェクトマネージメント義務－東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁－」福岡大学法学論叢52巻4号（2008年）471頁および拙稿・前掲注⑤を参照。

<sup>⑦</sup> コンピュータソフト開発をめぐる紛争に関する文献は数多くあるが、さしあたり、コンピュー



タ訴訟研究会『コンピュータ紛争事件のケース研究』（尚文社・1999年）、同研究会『コンピュータ紛争Ⅱ－ケース研究と予防対策－』（尚文社・2000年）、佐々木茂美編『最新民事訴訟運営の実務』（新日本法規出版・2003年）361頁以下「コンピュータ関係訴訟」、滝澤孝臣「システム開発契約の裁判実務から見た問題点」判例タイムズ1317号（2010年）5頁、清水建成「システム開発取引における紛争－契約成立と仕様変更に伴う問題」判例タイムズ1335号（2011年）24頁、東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」判例タイムズ1349号（2011年）4頁などを参照。

- ⑧ 本判決に関する判例研究として、芦野訓和「判批」私法判例リマークス29号（2004年）30頁がある。
- ⑨ 本判決については、拙稿・前掲注⑥のほか、高田寛「システム開発における請負人のプロジェクトマネジメント義務および損害賠償をめぐる争い」NBL990号（2012年）112頁も参照。
- ⑩ 本判決に関する判例研究として、大澤逸平「判批」ジュリスト1388号（2009年）108頁がある。
- ⑪ 本判決に関する判例研究として、小林秀之「金融システム開発に係る法的諸問題の帰趨」金融法務事情1952号（2012年）52頁、同「金融機関のシステム開発と法的問題－スルガ銀行対日本IBM事件を契機として－」銀行法務21・745号（2012年）8頁、桶田大介「情報システム開発契約の多段階契約に関する新しいアプローチの必要性－スルガ銀行・日本IBM事件」NBL977号（2012年）4頁、滝澤孝臣「判比」私法判例リマークス47号（2013年）18頁、一木孝之「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）12号（2013年）87頁などがある。
- ⑫ 判決文が長大であるので、要旨をあげるにとどめる。なお、本要旨の記述については金融法務事情1952号（2012年）111頁を参照した。
- ⑬ 本判決に対する控訴審判決（東京高判平成25年9月26日金融・商事判例1428号16頁）は、企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務違反については否定したが、それ以降の段階のプロジェクトマネジメント義務違反についてはこれを認めた上で、賠償額を41億円余に減額した。